

# 岐阜県公報

第二千七百八十五号  
平成二十八年九月二十七日

(火曜日)

## 目次

告示

農林水産大臣の指定施業要件の変更の予定

(治山課)六一九

公示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件  
県営土地改良事業の変更計画の決定

(商業・金融課)六一〇  
(農地整備課)六一一

## 告示

岐阜県告示第四百九十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成二十八年九月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 下呂市小坂町落合字松倉二四二の一、二四二の三、字五良助岩二四二五の一、金山町祖師野字浅谷二〇五の二から二〇五の一五まで、二〇六の三から二〇六の三三まで、二〇六の三五、二〇六の三六、金山町乙原字細洞二三六の二、字発坂一四〇九の一、一四二〇の一、一四二一、一四二二の一、一四二四、金山町戸部字厚曾一九二の一から一九二の二八まで、一九三の四から一九三の一五まで、金山町岩瀬字マドガ洞三四〇七、三四〇八の一

(二) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が存在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる  
ときは翌日)

平成二十八年九月二十七日

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

二(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

- 下呂市小坂町落合字五良助岩二四一四の一、二四一四の九、金山町乙原字発坂一三六四の一、一三六五、一三六六の一、一三六七の一、一四一三の二

- (二) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐は、択伐による。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月二十七日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意

見書を提出することができる。

平成二十八年九月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年九月十三日

二 届出者の氏名又は名称

三井住友信託株式会社

三 建物の名称及び所在地

イオンモール大垣

四 変更しようとする事項

大垣市外野二丁目一 番地

駐車場の位置

(変更前) 平面駐車場 (敷地外南西側)

(変更後) 平面駐車場 (敷地外南側)

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 十二箇所

(変更後) 十一箇所

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十八年九月二十七日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年九月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十八年九月十四日

二 届出者の氏名又は名称

イオンビッグ株式会社

三 建物の名称及び所在地

ザ・ビッグエクストラ山県店

山県市大字高木戸羽一三五五 外

四 変更しようとする事項

駐車場の位置

(変更前) 駐車場 三四八台

駐車場 二台

(変更後) 駐車場 三五〇台

駐車場出入口の数及び位置

(変更前) 六箇所

(変更後) 二箇所

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年九月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

南高山地区	施行に係る地区名	高山市役所	縦覧場所	同	縦覧期間
					平成二八・一〇九・二二六

平成二十八年九月二十七日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三一  
岐阜文芸社